

○ 本小委員会の主査の選任が行われ、野村委員が主査に決定した。

○ 主査代理について、野村主査より苗村委員が主査代理に指名された。

※ 以上については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開について」（平成十八年三月一日文化審議会著作権分科会決定）1.（1）の規定に基づき、議事の内容を非公開とする。

【野村主査】次に、議事内容に入ります前に、本委員会の議事の公開の取扱いにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【黒沼著作権課課長補佐】それでは、会議の公開についてご説明させていただきます。参考資料の1でございますけれども、7ページから8ページにかけて、この分科会の運営規則がございます。その第4条、8ページになりますけれども、こちらで会議の公開について決められております。これによりますと、「特別の事情により分科会が必要と認めるときは」というただし書きがございますけれども、原則として分科会の議事は公開して行うということになっております。また、そのほかについては、別に分科会長が分科会に諮って定めるということにされておまして、9ページからの「著作権分科会の議事の公開について」が平成18年3月の分科会で決定されております。こちらの「分科会の議事の公開について」は、小委員会についても含んで定められているものでございます。

1のところでは会議は公開とすることとされておまして、（1）から（3）の案件を除くということになっております。その非公開とできる事由の1番目は、人事に係る案件。

（2）は分科会にしか関係ないものですが、（3）は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件、これについては非公開とできるということになってございます。

3からは会議の傍聴関係の規則でございまして、4のところでは、撮影、録画、録音などにつきましては主査の許可が必要ということになっております。

それから、議事録の公開につきましては、6でございまして、原則として発言者名を付して公開させていただくことになっております。ただし、正当な理由があるときは、一部を非公開とすることができるとなっておりますが、その場合には、7のところでは、議事要旨を作成して公開するということになっております。

会議資料につきましては、8で、これも原則として公開ということになってございます。

以上でございます。

【野村主査】今ご説明がありましたように、議事の公開については、原則として一般に公開した形で開催するということで分科会において決定されておりますので、よろしくご承知お

きください。本日の議事につきましても公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野村主査】 それでは、ご異議ございませんので、これ以後、本日の議事は公開といたします。事務局の方は傍聴者の入場の誘導をお願いいたします。

(傍聴者入場)

【野村主査】 それでは、第1回基本問題小委員会の開催に当たりまして、関文化庁審議官よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【関文化庁審議官】 失礼いたします。第9期の文化審議会著作権分科会基本問題小委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆様方におかれましては、ご多用の中、この小委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

前期の著作権分科会では、本年1月に著作権分科会としての報告書を取りまとめていただきましたが、その中で、例えば私的録音録画補償金制度の見直し、あるいは保護期間の在り方など、結論が得られていない大きな課題も残されているところでございます。これらの課題がなぜ結論が得られていないのかを考えてみますと、著作権制度の在り方をめぐる意見の相違といったことも背景になっているのではないかと考えられます。本小委員会は、先ほど主査の野村先生からもご指摘をいただきましたが、このような状況の中で、これまでの著作権分科会の審議状況等を踏まえまして、著作権関連施策に係る基本的問題に関して、文化政策の見地から大所高所のご議論をいただくために、今期のこの著作権分科会において新たに設置をお願いしたものでございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、大変恐縮ではございますけれども、格別のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。それでは、本小委員会の設置の趣旨や検討課題につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【黒沼著作権課課長補佐】 それでは、資料2と資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料2は、3月に著作権分科会で小委員会の設置について決めていただいた資料でございます。この小委員会の所掌事項が書かれてございます。2(1)が基本問題小委員会でございますが、著作権関連施策に係る基本的問題に関することということになっております。趣旨と

しては先ほど審議官から申し上げたとおりでございます。今までの著作権分科会の審議状況などを踏まえ、結論の出ているものが多いものがございますけれども、そういったものの背景には著作権制度に関する基本的なスタンスの違いなどがあるのではないかとのご指摘もございましたので、それらについて幅広くご議論いただくと。こういう趣旨で3月に設置を決めていただいたものでございます。

資料3で、ではどういう課題が積み残しとして残っているのかについてご説明をさせていただきたいと思っております。

最初の3枚が、平成17年1月に著作権分科会で「著作権法に関する今後の検討課題」をご決定いただきましたけれども、そのこれまでの審議状況を書いているものでございます。

順に説明いたしますと、基本問題としましては、最初に私的録音録画補償金の見直しという課題が掲げられておりました。こちらは、平成17年から何年かかけて検討してきたわけでございますけれども、残念ながら今のところ結論が得られていないという状況になっております。

権利制限の見直しにつきましては、幾つか項目がございますけれども、最初の特許審査、薬事審査関係の行政手続のためのものについては、平成18年に法改正をしております。医療機関に対する情報提供義務のための文献の複製については、平成17年から検討しておりますが、まだ結論が得られていないという状況でございます。

それから、図書館関係の権利制限も、平成17年から検討しております。一部、再生手段入手困難の場合の複製など、解釈の明確化がされた部分はございますけれども、まだ課題が残されているものもございます。

学校教育関係の権利制限では、同一構内の無線LANの取扱いにつきまして法改正をしましたが、なおeラーニングの関係など残された課題がございます。

福祉関係の権利制限は、平成18年、それから平成20年の議員立法もございまして、それから現在国会に提出中の改正法案の中でも事項を盛り込んでございまして、こちらについては相当部分の対応をしているという状況でございます。

3の私的使用目的の複製の見直しでは、私的使用目的の複製が認められる範囲の明確化などが課題となっておりまして、現在提出中の法案におきまして、違法な自動公衆送信からの録音録画について改正法を提出しておりますが、そのほかにも適法配信からの私的な録音録画の取扱い、それからプログラムの取扱いなどにつきまして残された課題となっております。

その次の共有著作権の関係につきましては、検討を平成18年、19年としていただいております。当面の法整備については特に求めないといった形でご議論いただいております。

その次の著作物の「利用権」に係る登録制度の検討などにつきましても、同様に当面の法整備を求めないという形の議論がされてございます。

それから、保護期間の見直しについては、平成19年から検討いただいておりますけれども、合意に至っていないという状況でございます。

引き続きましてデジタル対応の課題という部分でございますが、デジタル化時代に対応した権利制限の見直しということで、いわゆる一時的蓄積の問題、それから機器保守・修理に伴う複製の関係の権利制限でございますが、こちらはそれぞれ改正法を提出中あるいは法改正済みとなっております。

技術的保護手段の規定の見直しにつきましては、平成17年に検討していただきまして、その後の技術の進展を見て再度検討するといった形になっております。

放送新条約の関係につきましては、国際的な場で進展がみられないといった状況でございます。

その次の契約・利用関係の課題でございますが、ライセンシーの保護についての課題は、平成19年から法制問題小委員会で検討されておりましたが、一定の結論は得ていただきましたけれども、最終的には法改正までには至っていないという状況でございます。

契約規定全般の見直しについては、当面の法整備を求めないという形での議論をいただいております。

その次の登録制度の見直しにつきましては、登録手続の電子化の推進の関連で、登録原簿の電子化について、現在法案を提出中でございます。

それから、司法救済関係の課題は、間接侵害、それから損害賠償・不当利得等の関係がございますけれども、それぞれ引き続きご議論をいただいている最中でございます。

以上が平成17年の著作権法の検討課題についての進捗状況でございます。

その次のページからは、それ以外に知識財産推進計画に掲げられた事項でございます。課題はたくさんございますけれども、順に申し上げますと、1点目は、知的財産の創造というところで、解析技術等の研究開発における情報利用の円滑化のための課題ということで、これは今回の国会提出中の法案に事項を盛り込んでございます。

それから、知的財産の保護、海賊版対策の強化のところでは、罰則の引き上げ、それから著作権侵害物品の輸出の関係については、それぞれ平成18年の法改正で対処済みでございます。

それから、ネットオークションへの出品など海賊版の広告行為については、現在改正法を提出中でございます。

映画の劇場内での無断撮影、これは平成19年に議員立法で対応がされております。

その次の著作権侵害罪における非親告罪の範囲の見直しについては、検討がされましたが、慎重な検討が適当という結論をいただいております。

その次に、コンテンツビジネスの拡大に関する課題としましては、IPマルチキャスト放送などを初め、放送通信の法体系の見直し関係の提言を幾つかいただいております、IPマルチキャスト放送の同時再送信につきましては、平成18年に法改正済みでございますが、その他の課題につきましては、総務省の方で現在検討されておりますので、その検討状況に応じて、適宜検討予定という状況になってございます。

その次のページでございますけれども、デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備ということですが、こちらは昨年の分科会の報告書でそれぞれ中身を個別に、違法流通対策、権利制限の見直し、コンテンツの二次利用の促進など、それぞれの項目に分けて対応するというようにされておりましたので、それぞれの項目でそれぞれ対応がなされておまして、現在それに対応する法改正案を提出中という状況でございます。

その次の権利者と連絡が取れない場合の利用の円滑化でございますが、こちらも現在法案を提出中でございます。

それから、その次のネット検索サービスについても同様でございます。

コンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングにつきましては、法制問題小委員会で検討いただきまして、法改正をすべしという結論をいただいておりますが、残念ながら今回の提出法案には間に合いませんので、引き続き文化庁内で作業を続けております。

その次の包括的な権利制限規定の導入につきましては、知的財産戦略本部のデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告を受けて、現在、基礎的資料について文化庁内で整理しているところでございます。

その次の公共的なデジタルアーカイブにおける著作物の収集・保存・利用の関係につきましては、引き続き課題が一部残されている状況にあるという形でございます。

それから、国会図書館につきましては、現在、法改正案を提出中でございます。

このような形でそれぞれ対応済みの課題、それから引き続き検討となっている課題はございますけれども、こういったものを念頭に置きながら、幅広く文化論的あるいは文化政策的な見地からご議論いただければと考えている次第でございます。

以上でございます。

【野村主査】 ただ今の事務局のご説明に対して、何かご質問等ございましたら、最初にご

発言をお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。

それでは、本日初回ということで、今後の検討課題につきまして、まず各委員からそれぞれご発言いただき、その後自由討議を行いたいと思います。予めお願いしているところでもございますので、着席の順にこちらから指名させていただくということで、それぞれ5分程度でご発言をお願いできればと思います。

最初に、いで委員からお願いいたします。

【いで委員】 私は、今回初めて委員になりましたので、前回の分科会では余り発言しなかったのですが、今回ここに出席するに当たり第27回の分科会の資料を読ませていただいて、議論が活発にされてはいるのですが、結論が出ない問題というのは、基本的なところで議論がされていないのかといった感じを受けたんです。

まず基本的なところでは、人のものを盗ってはいけない、黙って使ってはいけないという人間の基本というものが尊重されるのであれば、無から有を生む能力や労力というのも当然尊重されるべきだろうと。この基本があって初めて議論されなければ、使う側の利便性とか、そのようなところで皆さん議論されても、それは結論などは100年たっても出ないだろうなという印象を受けました。例えば、お隣にいらっしゃる河村委員の意見などを聞くと、例えば自家用車で聞くために消費者はもう1枚同じCDを買わなければいけないのかといった問いかけに対して答えがありませんでしたといったことがありますけれども、だから制度そのものの考え方に納得できないと。答えがない方がおかしいのであって、これは消費者はもう1枚同じCDを買うのが当然なんだと思うんです。なぜならば、例えば家庭で飲んでるコーラとかコーヒーをこれから車に乗るのにまた車の中でも飲みたいと思えば、当然持ち出すか、外で買うかするわけであって、CDなどであっても、車の方で聞きたければ車の方にCDを持って行ってもらえばいい話ですから、そのCDを車に積み込みたくなければまたもう1枚買えばいいのであって、それをコピーして持っていくというのは、それは家庭内録音というのが今認められているけれども、これは基本的なことを考えれば、全面オーケーというわけではないんです。これは、自分の家庭内で使うものについては仕方がないからいいんじゃないか、認めましょうという程度の認め方なんだろうと思うんです。ですから、そういう基本的なものがきちんと理解されないで、既得権のようになって、それが当たり前になってしまうということは、非常に危険だと思います。

それから保護期間の延長の問題でもそうです。保護期間を何年にするかというのは誰が決めるんだというところに立ち返れば、これは何も使う側の利便性とか、そういうもので決めるべ

きではないだろう。もともとそれを生んだ人が、私は30年でいいですよとか、10年でいいですよと、あるいは50年にしてくださいとか、70年にしてくださいというのは、それは作った側の人間、権利者の側が言うのなら話は分かりますけれども、それを利用する側の方が、これはもう50年でいいんじゃないかとか、30年でいいんじゃないかとか、決める権利などどこにあるんだと普通は考えるだろうと思うんです。その辺のことが議論されないで、ただ、権利者側、あるいは利用者側、そういうもので意見対立をして、自分の方の意見ばかり言っていたって、100年たってもこの問題は解決しないだろうと思います。

そんなことを感じましたので、ぜひ今回、この基本問題小委員会というのであれば、まず元の一番尊重されなければいけないものが何なのかといったこと、ぜひそこからスタートして議論を展開して行ってほしいと思います。

【野村主査】 それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 私の意見について、誤解されている部分が多いと感じております。本日お話ししようと考えて考えてきたことがありましたが、とりあえず誤解を解いておかなければ、この問題にはいつまでも結論は出ないだろうと思います。

私の言葉を引用していただきましたが、車の中で聞くためにもう1枚買わなくてはいけないのかということがどういう文脈で出てきたかといいますと、私的録音録画補償金というのは、ご存じのとおり、私たちが家の中でプライベートにする録音録画のことで、違法にするものは含まれていないわけです。それでどうして補償金を消費者が払わなければいけないのかと聞くと、それが権利者に損害を与えているから補償金なのだということから、ではどう損害が与えられているのかをきちんと説明してほしいというところで、私的録音録画小委員会では長い時間を費やされたわけですが、そのときに、私的録音録画が全くできない世界があったとしたら、損害がないということになるわけです。私的録音録画ができるから損害の補償が要るということは、私的録音録画ができないと、今よりも権利者の方たちにはたくさんの利益があるということになるはずです。その理屈でいくと、録音録画ができないCDを二千元幾らという今と同じお金で買って来たときに、私たちは同じ金額の同じCDを自家用車で聞くためにもう1枚買うと、みなさんお考えなのですねと問いかけたのが、引用された意見の本来の論旨です。私たちが同じCDをもう1枚買うのであれば、権利者さんに利益があり、つまり言い方を変えると、私的録音によって損害があるという理屈は成り立ちますが、私が言いたかったのは、同じCDを、今と同じ価格でもう1枚は買いませんよということなんです。他の部屋や、クルマに持っていくのは不便だけれども、まさか同じ値段を出してもう1枚買ったりはしないんです。です

から、私的録音録画を仮に禁止した世界を仮に想定してみても利益は上がりませんね。だから私的録音録画によって権利者さんに損失が生じているということはないですよというのが、私の意見でした。ですから、ただで録音させるのが当たり前という意味ではなくて、損害があるから補償であるなら、その損害はどのような損害であるのかを、負担している消費者に説明すべきだという意見を申し上げただけなのです。例えば、私はその意見の中で申し上げたのは、自分が買ったCDを友達のためにコピーしてあげる行為は、恐らく権利者の方に対して損害があるかもしれませんが、純粹に私的に、自分のためにするコピーは、権利者さんに損害を与えていないということを申し上げました。

一事が万事このように、何かただで使えるのが当たり前ですか、あるいは、権利者さんの発言で私が忘れられないのは、「権利者にはかすみを食って生きていけというのですか」という意見も聞いたこともあります。私たちはそういう言葉を聞くたびにとても悲しくなります。きちんとお金を払ってCDを買っています。家の中でプライベートにする行為に対して、お金を払わないでそれをするならリスペクトしていないと言われ続けるわけです。私は、消費者の理解を得るにはそこをきちんとロジカルに説明できなくてはいけないと考えています。私ずっと考えてきたのですけれども、このこじれている糸というのは、少し精神的な面というのもあるような気がしまして、つまり、これはお金の問題もあるんだけれども、リスペクトしていない態度が許せないといったことを権利者の方がおっしゃっているようにも感じます。私はそこでちょっとおかしいなと思うのは、消費者のほとんどは、録音のための空のメディアを買ったりとか、録音録画機器を買ったときに補償金を払っているなどということを知らないんです。でも、リスペクトする気持ちが大事だというのなら、そのことをみんなに知らせることが正しいと思うんです。でも、実は知らない方がみんなが文句を言わずにお金を薄く広く払ってくれますから都合がいいと、権利者さんはお考えになっているように思います。本当にリスペクトする気持ちが大事で、その精神が補償金制度の中に込められているというのであれば、消費者にもっと広報して、これが文化を支えているのですとなるはずだと思いますが、そうはしていませんよね。私なりに考えたのは、権利者さんにとって、リスペクトされていると感じるために大事なことは、補償金という制度が存在することなのだろうということです。行政が、つまり文化庁がその制度を認めるということです。消費者が自覚することではなく。ところが、それがなくなる未来を行政の側が描いたので、リスペクトされていないと怒っていらっしゃるのかなと想像しています。

私は、私的録音録画補償金の委員会にいたので、そのことばかりで申しわけないんですが、

私的録音録画補償金が文化を支えているという言い方に関して疑問に思います。制度が出来たころには存在しなかった新しい技術が出てきているわけです。自分が買った、愛するクリエイターの方にダイレクトに確実に対価が行く方法で払いたいというのが消費者の気持ちです。私的録音録画補償金の配分については、例えば業界の大御所の方とかにはたくさんいくのかもしれませんが、それがコピーをする回数と本当にリンクしているのかなと思います。もしかしたら、若い人は補償金制度の枠の外にいるようなクリエイターの音楽をたくさんコピーしているかもしれません。とてもアンフェアだと感じております。

また、補償金制度は、若いクリエイターを育てるためにといった言葉もよく聞かれますけれども、私はそのたびに、録音録画補償金があるから自分はクリエイターになりたいといったインセンティブになるとは到底思えないと感じています。海賊版の業者ではないごくふつうの消費者、つまりサイレントマジョリティーである善良な人々は、きちんと文化を大切にする気持ちを持っておりますから、そういう大多数の消費者にとって、フェアであるということが大切です。おそらく、もうすぐ消費者庁が新しくできることとなります。私はそれを作るための運動にすごく力を入れているんですけども、文化に関係するといっても、ビジネスである以上、事業者と消費者との間はフェアでなくてははいけません。薄く広くこっそりと、消費者の知らない間にお金を取ってもいい、この制度を続けていくことこそ文化を支えるのだというところから離れて、もっと大きな見地からお話ができたらいいなと感じております。

お話ししようと考えてきたことと内容が変わってしまったんですけども、ここで終わりにしたいと思います。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 これまでの法律改正だとか、あるいは制度を運用する場合の改善等の状況を見てみると、ある具体の事柄について、この事柄は社会的に必要性が高いから権利を制限するといったことが妥当であるという形で、次第に著作者等の権利制限が広がってきたと思われまます。この考え方は、課題が生ずるたびに個々具体のケースについて、言い過ぎになったらちょっとあれかもしれませんけれども、どちらかと言えば、著作物等の公正な利用という観点から権利制限の可否を論ずるということになっているわけですが、著作物等の利用方法が高度化する、多様化する、さらには国際化が進む、それに伴って広範な著作物の利用が進む中で、こういう個別のケースの積み重ねが、結果として、あるいはトータルで見た場合に、権利の保護と公正な利用とのバランスを失っていないかということについて、この際きちんと検証してみ

る必要があるのではないかと考えています。

具体的には、トータルとしての権利制限の拡大に対応する権利の保護につながるような対応が基本的に著作権法上は必要なわけで、例えば、権利の内容だとか、権利行使の在り方あるいは保護期間の問題などについても、それらをそれぞれ個別に取り上げて論ずることももちろん大事で必要なわけですが、それだけではなくて、トータルとして見るという視点、その場合にそういう権利保護と権利制限との関係が具体的にどうなっているのかという観点から検討することも必要なのではないかと考えています。

著作権法が昭和40年代前半に新しくなったときに、権利保護の際公正な利用というものを留意しながらきちんと権利を保護していくということのバランスを十分考えてスタートしているわけです。それから長い年月がたつ中で、その関係がどうなってきたのかということをおここの際きちんと見直しておく必要があるだろう。こういったことを通して、いずれにいたしましても、権利者と利用者という議論、あるいはもっと言えば、それぞれの立場からの議論ということとを離れて、少し次元を変えていわば公共の立場で議論していくということが必要なのではないかと考えています。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、瀬尾委員、お願いいたします。

【瀬尾委員】 今回こういう小委員会が設置されたということに関して、大変喜ばしいと思っております。今までも審議会の席で何度かお話をさせていただきましたけれども、要はこの著作権分科会自体が、単に法律改正のための検討を行っているだけの状態というのは、私はそうではないのではないかなと。そうなんだよと何度か言われましたけれども、でも、私はそういう理解をしておりませんし、もう一步進んだものが必要であろうと。つまり、何かというと、著作権というものが日本の文化に直結するものであるという考え方を私はしています。財としての著作物の流通は国策として非常に重要です、でも単に財として流通を語るだけでなく、日本の文化として考えていくということが非常に重要だし、そのために文化審議会において著作権分科会があると理解しています。今までたくさん問題でなかなかうまくいかない問題とか、立場によって意見がずれていく問題がたくさんございました。これはある意味で不幸な状態だと思います。解決すべき問題だとも思います。けれども、ただ、これを現場の特質のみで語っては多分もう駄目なのではないかというのが、ここ3年ぐらい出させていただいた私の結論です。

例えば、今の知的財産政策の中で、いわゆるコンテンツクリエイターの育成とか、いわゆる

作る側のことを言われます。けれども、本当に量だけ増やしていいんだとしたら、アマチュア
のものを大量に流すことでコンテンツは飛躍的に増えます。ただ、それだけで本当に日本の文
化はいいのか。専門に文化を作っている人はどのように暮らしてどのように関わっていったら
いいのかということを中心に大きく考えていくことで、全体のバランスがとれていくのではないかな
と思います。ちょっと今まで、コンテンツ流通ということ、それを国策に基づいて文化という
側面を議論されることが少なかったように思うので、この場でそういう議論ができればよいか
なということを考えております。つまり、量と質によって日本という国の文化力を高めて、日
本という文化のブランドを作り、それを流通させる。最初にあるのは、文化の質と量と両方を
いかに進行させるか、そしてまた日本の国民がいかに豊かな精神生活を送れるかということが
文化施策としては一番大事だろうし、そういうことは考えられなければいけないのではないかな
と。

ですので、この小委員会で行うことは、結論を出すことではなくて、一つの著作権行政に対
する提言。実は前に私は、文化審議会で提言をしてはいけないんですかという話を審議会の席
で聞いたんですけども、そういう場ではないという話もありました。ただ私は、文化審議会
というのは、法律の改正に直結するようなことだけではなくて、このようにあるべきではない
かとか、日本の文化行政の中で著作権を通じてこんなことが望ましいのではないかという提言
をしてもいいのではないかと考えております。そのコアとなる骨子についてこういう場で話
ができればいいのではないかということで、私自身、どこまでそういうことが分かるのかと言
われると、非常に怪しいところはございますけれども、ただ、ここでは流通を頭に置きつつも
文化ということを語れるんじゃないかなということを期待しております。

具体的にそれを考える上で重要なことは、私的録音録画のお話がございます。これはいろい
ろな考え方、利害はたくさんおありになって、なかなか難しいとは伺っておりますが、私が一
番思いますのは、私的な利用という権利制限の仕方、例えば家庭といったものについての在り
方があると思います。これが、この著作権法ができた時点から家庭という組織の在り方とい
うのは大きく変わっていると思います。つまり、公の立場から一番遠い末端の利用の場が家庭
であるということを前提に、そこまでは手を入れられないということで、そこまでの利用はいい
と許した部分ではないかなと思っています。ただ、今はインターネットとか複製機器が大変進
歩しておりますので、家庭と公共の場というのがものすごく近くなっているし、もしくは下手
をすると境界線があいまいな部分すらできている。つまり、社会の中の最小の社会単位であ
った家庭というものが今どこまで機能しているのかということ。これを社会学的にもいろいろご

意見をいただいたりしつつ、私的ということの意味と範囲というのは大変議論のテーマになり、かつそこからいろいろなことが出るのではないかなと思っております。

具体的に、例えば画像にしましても、昔はカメラでその絵を撮る。これは絵を撮っているのですから、工学的な装置を通していますので、甘くなったりしますけれども、今は皆さんがお店で買えるスキャナーを使って、もしくはプリンタについているスキャナーを使ってスキャンされる。大変高精細なものができるようになります。こういう時代を想定していたのかということ。例えば録音機器にしても、あんな小さな i P o d のような機器に何万曲がストックできてしまう。私も音楽が好きで聞くんですけども、CDのラックというのがある、パッといっぱい入っているんですが、ほとんど入ってしまいます。それを持ち歩ける。そんなことは当然考えていなかったということもあります。ですから、技術の進歩と社会体系の中でどのようにあるべきかというそもそも論をここですることによって、私的な利用はその辺のところから何か見えてくるのではないかなと思います。

もう一つ、そういう議論を進めつつ、よく最近言われるのは、権利制限の一般条項について、あえてフェアユースではなく、フェアというのは何がフェアか分かりませんから、権利制限の一般条項について思うところがございしますが、流通ということのために、もしそういうことを考えるのであれば、それは私はかなり危険ではないかなと思います。つまり、日本では裁判が一般的でない。隣の人がうるさかったら「ちょっと静かにして」と窓をあけて言うより前に弁護士に電話する社会、そして普通の人々が普通に弁護士に頼んで訴訟を起こせるような社会で、しかも懲罰的にきちんと賠償金が取れる社会であれば、アメリカのようなことが成り立つでしょうけれども、日本人で、例えば権利者が侵害されたからといって大手を相手に訴訟を起こしたら、皆さん心労で胃に穴をあけます。私は、今の日本の社会では裁判というのはそこまで一般的ではないんじゃないかなと。それをちゃんと全て懲罰的な罰金も含めて、日本をそういう裁判社会に持っていくという強い覚悟があった上でこの条項を入れていくのかどうか。そして、立場にしても、日本の権利者は多分、個人の方はたくさんいらっしゃると思います。片方、使う方は会社です。法務部を持っていて、顧問弁護士もいるかもしれない。しかも、勝ったとしても、少額のお金で裁判費用すら出ない。こういうことに全面的に取り組むということであれば、これは非親告罪化と同じように、根本的な問題として問われるべきだろう。そういうことを本当にするのか否か。そういう社会を含めた中で著作権とか文化について、ぜひ一つずつのテーマを設けていただいた中で、こういうところで議論していきたいと思います。

ちょっと長くなって申しわけございませんけれども、ただ単に今までうまくいかなかった中

で、とげのようになってのどにひっかかっていた部分というのが一つずつここで解決して、そして今まで解きがたかったパズルが解けるきっかけになるような、そういう小委員会になればいいなど。私も微力ですけれども、できるだけ、それこそフェアにいろいろなことを考えさせていただきたいと思います。冒頭でこんなにしゃべってしまってあれなんですけれども、ただ、それだけ期待が大きいし、この小委員会によって今までと違った何かが開けるということを大変期待しているということです。

以上です。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、玉川委員、お願いいたします。

【玉川委員】 それでは、私からは、この基本問題小委員会に課せられた課題、ミッションとの関連で、最近の著作権問題に関する基本的な認識を述べさせていただきたいと思います。

まず一つは、コンテンツ流通促進に関する議論についてでございますけれども、ごく最近まで、放送番組のネット流通が進まないという問題が様々なところで議論され、その原因は放送事業者がコンテンツを囲い込んでいるからだという誤解が蔓延しておりました。しかしながら、もともと放送事業者は、番組の二次利用に消極的であったわけではなく、ネットでの利用が進まなかったのは、単にビジネスとして成立するだけの利益が見込めなかったということが最大の要因であります。こうした問題も、最近では、昨年末のNHKさんのNHKオンデマンドに続いて、民放事業者もネットでの番組配信事業を積極的に拡大しつつあり、囲い込みという言葉は余り聞かれなくなったのではないかと思います。

一方、最近では権利処理の煩雑さ等の問題がクローズアップされるようになり、ネットで利用する場合、著作権者や実演家などの許諾権を制限してしまおうという特別法、いわゆるネット法制定の議論が起こってきております。放送事業者は、これまで番組販売なり、パッケージ化なり、番組の二次利用に当たっては、関係権利者と時間をかけて協議し、ルールを作り上げてきたという歴史がございます。こうした権利処理のルールは、権利者と利用者が双方の利益を実現するために話し合うことにより作られるのが大原則でありまして、仮に法律が介入するとしても、著作権法の中で調整が図られるべきではないかと考えているところでございます。コンテンツの流通形態はネット利用以外にもたくさんございまして、ネットの利用だけを特別扱いするという発想は基本的に公平性を欠いているのではないかと思いますし、また著作権で認められた権利を剥奪するような行為は財産権の不当な侵害にもつながりますので、こうした観点からも、ネット法のような構想については極めて慎重な姿勢で望むべきではないかと考えて

おります。

このネット法の議論を初めとして、著作権に関わる最近の議論の動向を見ますと、“著作物を利用する”という側に立脚した議論に偏っているように思えるわけであります。釈迦に説法ですが、著作権法は権利の保護を作品の利用とバランスさせて文化の発展に寄与することを目的としたものであり、保護と利用のバランスが崩れれば、当然のことながら、文化の発展を阻害し、先細りにさせてしまうということになってしまいます。

今この権利の保護と作品の利用のバランスの崩れが象徴的にあらわれているのが、私的録音録画補償金制度ではないかと考えます。この補償金制度の見直しは、ハードディスク内蔵録画機器やパソコンなどの汎用機器をどう扱うかという議論から始まったものと記憶しておりますけれども、この議論の本来の目的は、補償金制度が創設されて以降、利用者は、録音録画の手段の多様化と利便性の向上によってメリットが増大した。これをどうやって権利者に還元するかを考えよう。つまり、デジタル技術の発展による利便性の向上というメリットを還元するという対価の還元が大きな課題でございました。昨年もデジタルテレビの「ダビング10」が実施され、これにより利用者のメリットは格段に増大しました。その一方で、本来ならば既に補償金の対象となっていなければならないブルーレイの政令指定などがいまだに行われていないのは、権利者にとっては明らかにバランスを失したものと言わざるを得ません。改めて申し上げるまでもなく、著作権法第30条によって私的使用目的の複製が認められている以上、利用者と権利者の双方の利益のバランスをとり得る唯一の方法は、私的録音録画補償金制度ではないかと考えます。ここ数年の小委員会による議論は何ら進展することなく、権利者側の利益が損なわれる方向の議論のみが提示されておりますが、今回基本問題小委員会で改めてこれを議論するに当たっては、私的録音録画補償金制度をなくすことありきではなく、補償金制度の本質から議論すべきであろうと考えるところでございます。

また、補償金制度に関する議論の具体的な進め方は、まだ明確には示されておられませんけれども、小委員会とは別途、懇談会を設置して検討されることも伺っております。仮にこうした組織で議論されるのであれば、中立的な立場で議論が行われるよう、利害関係者中心ではなく、有識者を主体とした座組構成を考えてみてはいかがでしょうかと思うところでございます。

もう一つ申し上げたいことは、文化庁の主体的な取組みへの期待でございます。最近、デジタルテレビ放送における制度的なエンフォースメントや、放送番組の違法流通対策等々、技術革新により出現した新たな課題が生じてきております。これは本来著作権関連の対策として文化庁が取り扱うべき事項だと思うわけですが、実際には他省庁が主体的に検討するケー

スが増えてきております。しかし、真に文化立国を標榜するのであれば、こうした著作権制度に直結する問題については文化庁がイニシアチブをとって進めていくべきではないかと考えますし、現在、省庁間の複雑な関係にこうした緊急を要する問題が落とし込められますと、必然的に動きが鈍くなり、スピード感を持った対応ができなくなるのではないかと考えているところでもあります。

最後に、コンテンツの利用に伴って適正な利益が権利者に還元されることが真のコンテンツ産業の振興策であり、これを実現するのは著作権法においてほかにないと考えております。本小委員会におきましては、著作権・著作隣接権の意義を再確認し、これらの適切な保護により、新たな作品の創造・拡大再生産につなげ、広く国民が豊かな文化を享受できる社会環境の実現に向けた建設的な議論が行われること、また著作権法に関する文化庁の主体性を持った取組みを期待するところでございます。

以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 私は、プライオリティー、それから政策の重心、それとアプローチ、それらの視野とか立場を広げるのが大切ではないかということについて申し上げたいと思います。

まず1点目のプライオリティー、優先順位についてです。アナログからデジタルへ、あるいはパッケージからネット流通へ、さらには国内市場からグローバルへというぐあいに、100年に一度といいますか、500年に一度ぐらいの構造変化が起きています。ですから、おのずと課題は急増しているわけです。デジタルの技術はコピーを容易にして流通や共有を促進するための技術ですので、これが広がるということを前提にしたときに、今やるべき優先課題は何かということを考える必要があろうかと思えます。例えば録音録画補償金とかIPマルチキャストの問題というのは、デジタル化によって引き起こされた問題ですので、緊急度が高い。そういった順位を一つ一つ明確にしていくことが大事であろうと考えます。

2点目、政策の重心とか方向性についてです。知財本部や総務省などの議論にも参加しているのですが、その議論は業界の利害調整の問題、つまり産業政策のテーマが多いわけです。この文化審議会でも同様に同じようなテーマを扱っていくのはどうかと考えております。アナログからデジタルへの構造変化の中で、短期的な産業政策よりも、長期を要する文化政策に立ち戻ることの重要性というのが今問われているような気がしております。私は個人的には、テーマとしては、著作物の生産メカニズムをどう確保するのかとか、それから著作物に対するデ

デジタル化による恩恵を還元するメカニズムをどうするのかということが重要だと考えております。

3点目、これが一番大事だと思っているんですが、そのアプローチや政策手段についてです。知財本部でも総務省でも、あるいはこの文化審議会でも、多くの問題に対して法制度論で解決するアプローチをとってきているわけですが、政策論として見た場合には、法制度で対応するのは数多い手段の一つにすぎません。著作権法にしろ、あるいは通信放送の法制度にしても、これを変えるのは、どの分野でも今時間がかかりますし、政治情勢にも左右されますし、膠着するケースが大半であります。コンセンサスを前提にしますと何も動かないというケースが非常に多発しておりまして、仮にコンセンサスが得られても、著作権法の場合は、制度で手当てする場合にも、とても細密な事柄を法律に書くということになってしまっています。ここで、デジタルでグローバルというのは、マーケットやユーザーが主導するということにもつながっております。であれば、法制度のアプローチだけではなくて、マーケットとか文化をどうやって具体的に作っていくのか、あるいは現実のビジネスやサービスをどう動かすのか、あるいはそれらを例えば税制や財政などがどのように支援するのかといった実態面のアプローチも同時に考えておく必要があるだろうと思います。

今この3点目に申し上げたことを敷衍いたしますと、先日、新聞記事で映像コンテンツの権利窓口を一本化するという報道を拝見しました。もしこがうまく動きますと、ネット権のような制度改変の必要性は薄れるかもしれません。それから、総務省のコンテンツ取引市場ではトライアルを進めていますし、音楽コンテンツのマルチユース実験、これは私が代表になって、政府の予算でも実施する計画になっています。こういった取組みがもしもうまく動いていきますと、放送に対する規制強化論というのは不要になってくるかもしれません。また、コンテンツに資金を移動するファンドとか、そういったメカニズムに何か知恵が出てくれば、これもひょっとすれば著作権法上の補償金スキームでなくても問題は解決していくかもしれません。こういった民間のアプローチ、民民による努力をどう支援するのかを考える方が生産的な議論となることもあると思われれます。特にここ数年の動きを見ておきますと、そっちに重きを置いて政策のバランスを図ることもまた重要なことだと思っております。

加えて申し上げますと、著作権の制度論議に接して感じていますのは、定量的なデータに基づく議論が少なくないということです。制度を導入する必要性あるいは導入した後の効果あるいは実態の変化について、ほかの行政領域であれば当然に行われるようなアセスメントとかシミュレーションというのが行われなくて、定性的な情緒的な議論になっている例も目につき

ます。少なくとも、ここでは制度のアプローチあるいは市場のアプローチのバランスとか有効性をきちんと定量的に踏まえて政策を考えていくということも重要であろう考えます。

以上です。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、野原委員、お願いいたします。

【野原委員】 いろいろな立場でいろいろな方がいろいろなことをおっしゃっておりますので、私の方からはできるだけ短目にお話ししたいと思います。

まず、今、中村委員もおっしゃいましたけれども、現代というのは、デジタル化、それからネット化、グローバル化の進展によって著作権をめぐる環境が大きく変化しているときだということはおもう改めて言うまでもなく、皆さんよく感じておられると思うんですが、その状況をどのように踏まえているとか、把握しているかというのが、個々の立場によってもものすごく違うということをおもって以前からずっと強く感じています。今回の委員会の名前が「基本問題小委員会」ということで、基本問題を扱うということをおもって大きく掲げてくださっているのだから、これは好チャンスとおもって先ほど瀬尾さんが提言という話もなされて、それもいいことだとおもいますし、どなたか個人個人の利害を超えて客観的な視点で議論しようではないかということもおもっているとおもいます。そういうことにも私は大賛成で、基本問題小委員会というのだから、この大きな変化の状況で、いろいろな立場でいろいろな観点で勝手にいろいろな図を描いている人たちがそれぞれ様々な言葉で議論しても議論がかみ合わないのは当然ですので、基本に立ち返って、著作権とは何か、大きな社会環境の変化の方向性はどのようなのか、著作権をめぐる環境の変化は何かとか、現状にどんな課題があって、将来どのような方向に行きたいのかといったことを、客観的に整理して、さまざまな立場の人が共通認識する、全体を俯瞰するといったことをやってみようとおもっています。

具体的にどのようにやればいいのかとおもいますと、たしか昨年度の過去の著作物に関する委員会の後半でしたか、いろいろなデジタルコンテンツ流通をやっている事業者の方からお話を伺ったり、それからユーザーの調査をやっている大学の先生から話を聞いたり、ここに集まっている利害関係者ではない方から幅広く実態を伺う、あるいは調査結果を聞くということをやりました。そのときに非常に印象的だったのが、著作権者・隣接権者の方々が音楽コンテンツ配信事業者、ネットビジネス事業者の意見に共鳴されて「今日の話はとてもよかった」といったことをおっしゃられていたことです。そういうことも踏まえて、ネットで音楽・映像などのコンテンツ・著作物を販売あるいは提供している事業者の方にぜひ来ていただいて

話をしてほしい。外の方に来ていただいて、ヒアリングをして、それを基に基本的な概念を共通認識するというところに力を割いてはどうかと思っています。ぜひ、それによって個々の利害を超えて客観的な視点で議論をし、できれば、ある程度みんなが共有できるような提言が出せたらいいのではないかと考えています。

それが一番言いたかったことなんですけれども、もう1点は、これまでずっとこの前身の委員会で行ってきた私的録音録画補償金制度のこととか、保護期間を50年を70年にするという問題というのは、私は、大事かもしれないけれども、本当に大きな社会変化の起きている今の時代にそれがナンバーワン、ツーなんだろうかと疑問に思っています。もっと大事なことが著作権の周りにあるんじゃないだろうかと考えていまして、そういう意味でも、今列挙した問題だけをただつぶしていけばいいというスタンスではなく、もう少し幅広い視点で全体を見るということにぜひ力を入れていただきたいと思います。

以上です。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、三田委員、お願いいたします。

【三田委員】 新聞報道等でも報じられておりますけれども、アメリカのグーグル社が提携する図書館の全ての書籍をデジタルコピーをとってデータベース化したという問題がありまして、今、出版業界は大混乱に陥っております。提携図書館間で送信している分には、もちろんそこからも損害は生じるのですけれども、さほど大きな問題ではありません。しかし、グーグルがやろうとしたことは、一般ユーザーへの書籍のネット配信というものが明らかに前提とされておりますので、これは言ってみれば、やくざが海賊版のDVDをいっぱい作ってマンションなどに置いておいたのを売る前に警察に摘発されたというのと同じことであります。明らかに利益を求めて複製物を大量に作ったという事例であります。ところが、アメリカの法律では、これはフェアユースだということになっております。営利目的の業者であっても、その利用が公共性がある特別な場合で、その著作物の流通を妨げず、著作者に損害を与えないというものであれば、フェアユースだということで、無許諾、無償で複製を作ることができるということになっております。しかし、実際に作家たちが裁判を起こしまして、一定の大量の補償金を含む和解ということになったわけですから、実質的には損害があったということを経営者は認めたはずなんですけれども、今に至っても一片の謝罪の言葉もありませんし、いまだにグーグルはフェアユースであると。つまり、判決が出たわけではありませんので、白黒の決着がついたわけでもない。ただ、和解に応じて一定の処理をするという態度をとっておりますけれども、

ハーバード大学などには日本語の書籍も大量に置いてありまして、それが全部コピーされておりますので、文芸家協会が扱っている会員及び登録者4,800人のものを調べた結果、4,300人が関わっている。90%近い著作者が勝手にコピーを作られてしまっているという事態が生じております。これはヨーロッパでも大問題になっておりまして、改めて、アメリカの著作権法におけるフェアユースという概念は極めてアンフェアなものであるという認識が世界的に広がっております。こういう時期に日本版フェアユースの導入をこれから議論しようということ自体が、大変に危険なことであるし、また世界的に見てもとんちんかんなことであると思っておりますけれども、明らかに、これは日本で言えば、やくざが海賊版を作ったような事例であるにもかかわらず、アメリカでは複製すること自体がすぐには違反にならないという、これがフェアユースという概念の恐ろしいところであります。

実は、日本でも国会図書館が全く同じようなものを作ろうとしております。国会図書館には全ての本があるわけです。それを全部デジタル化しようということになっておりまして、これは、私も協議会に参加して、デジタル化することは大変有意義なことであるということで、デジタル化はオーケーということで法律改正が進むんですけども、今日のこういうチラシを見ると、「インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置」というタイトルがついて、国会図書館でデジタル化していますということになっております。つまり、これはグーグルがやっているのと同じで、国会図書館内に海賊版みたいなものを大量に作って、まだネット配信はしていませんという状態ですけども、将来的にはネット送信もありかなというスタンスで報じられるということがあります。これは日本ですから、複製したら、これはどこがやっても直ちにアウトであります。もしも日本版フェアユースというものが導入されまして、これはグーグルがやったことではなくて国の機関がやることでありますから、これはたちまち、お上のすることはみんなオーケーだということになってしまうおそれもあるわけです。さほどにこのフェアユースという概念は、著作権法そのものを骨抜きにするような大変危険なものであるというご認識を皆様に持っていただきたいと考えます。

しかし、一方では、日本版フェアユースを求める声が利用者の中にあるということも事実であります。中には、経団連とか、そういうところの中には、著作権が面倒くさいから、なるべくただで勝手に使いたいといった安易な発想の方がいらっしゃらないわけでもないだろうと思うんですけども、多くの利用者が、具体的に著作権というものが壁になって円滑な利用の促進が阻害されているという実感をお持ちになっていることも事実であります。それに対しては、権利者の方も、実は権利者というものは、できるだけ利用してもらいたいということで創作物

を作っているわけです。ですから、利害が対立するという事は全くありません。ただで勝手に使わせてほしいという要望には応じられませんけれども、一定の手続きをとってなるべく円滑に使っていただきたいという思いは常に持っております。使いつらいという点に関しては、先ほどもご指摘がありましたように、隣接権の一本化、窓口の一本化ということが実現しましたし、それから著作権者の17団体はポータルサイトを作って、とりあえずそこから各団体のホームページへ飛んでいけるというシステムも既に作っております。利用者が利用したいというときに、どこに問い合わせればいいのかということが分かるようになっているんです。

ところが、そういうシステムができたとしても、問題があります。それは、インターネットの時代になりまして、1億総クリエイターという時代になってきました。その1億人の方がそれぞれの著作権団体に登録しているかという、そうではないわけです。ところが、そういうクリエイターと言われている人たちの多くは、作品を作ることあるいは情報を発信することを喜びとしているわけで、必ずしもプロフェッショナルなクリエイターのように、そこから経済的利益を得ようとは考えていないわけです。それから、過去の著作物に関しましても、もはや経済的利益が全くなく、ご遺族の方もそういうものを求めておられないというものもたくさんあるわけです。そういうものをできるだけ円滑に利用できるようなシステムを作るということは必要なことであります。現在あります裁定制度を思い切り簡略化して、例えば、地方の文学館が昔の同人誌を復元したいといったときに、例えば宮沢賢治が出していた同人誌を復元しようとした場合に、宮沢賢治の著作権が切れているということは明らかですけれども、ほかの同人の方がいつお亡くなりになったのかは全く分からないというケースがあるんです。こういうものは、ご遺族の方も利益は求めていないので、円滑な形で利用できるようなシステムを広げていくということが必要になってくると思います。そういう裁定制度の簡略化をどうやって具体的に進めていくかといったことは、著作権法の根本に関わることでありますので、こういう場で大いに議論すべきだろうと思いますし、もしもそういう円滑な利用ということが実現しましたら、昨今問題になっております保護期間の延長問題も、2年以上かけて利用者の方から様々なご意見を伺ってきましたけれども、お金を払うのが嫌だといった話ではなくて、著作者が不明で利用しづらいといった声が大半でありました。ですから、利用の円滑化のシステムを確立すれば、延長問題というものもほとんど解決するのではないかなと考えております。

こういう場でもありますので、我々が英知を傾けて議論をしていけば、必ず議論は前に進んでいくと思うんですけれども、今日ここへ来て、やっぱりうまいかないなということを感じました。いできさんと河村さんの議論を聞いていると、利害が対立すると、非常にかたくなになって

しまうということがあるだろうと思います。ここで大切なのは、我々は何らかの形で利害を引きずってはいるんですけども、ここは有識者の場でありますので、一人の有識者として、そういう個別の利害を離れた議論というものも必要になってくるかなと思います。フェアユースの導入で儲かるのは弁護士なんです。法律で書いていないところは裁判でやるということです。ここにも何人か弁護士の方がいらっしゃいます。でも、そうして裁判が増えると、その裁判費用は結局消費者に回るわけです。すると河村さんと弁護士とは対立するということにもなるだろうと思いますけれども、そういうものを全部考慮した上で、一人の有識者として議論をするということが大切ではないかなと思います。

以上です。

【野村主査】 それでは最後に、宮川委員、お願いいたします。

【宮川委員】 三田委員から振られています、弁護士の宮川と申します。私は、これまで著作権分科会の委員ではありましたが、小委員会に所属したことはございませんで、これまで諸先輩方が長年にわたり議論しながらも解決がつかないいろいろな問題をここで扱うということで、私が小委員会デビューをするのに余りにも重い小委員会に入ってしまったなど、ここに来る間、非常に心が重かったことは事実ですが、先ほどいろいろな委員の方のお話を伺いますと、これまではお名前あるいはお立場を伺っただけでどのような発言をされるかというのが見えてしまうという方々がそれぞれの立場でお話をするという場ではなくて、三田委員も、それから瀬尾委員もおっしゃっていたように、もっと違った視点で話ができるのではないかといたお言葉を伺いましたので、私もそのようなつもりで、特に微力ですけども、いろいろな議論のお役に立てるように努めたいと思っております。

そして、せっかくこれまで非常に有識者の方あるいはプロの方、その道の専門家の方が話していても解決のつかない問題を議論するわけですから、常套句あるいは決まり文句あるいは決まり切った対立関係といった言葉を使うのはやめて、例えば、先ほどもありましたように、誰かが権利を持つと流通が阻害されるとか、デジタル機器が発達すると権利者が損害を受けるとか、何か非常にステレオタイプな考え方から離れて、もっとおもしろい視点で議論をしていけるような場にできるようにしたいと考えております。

以上です。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

私からも一言、本当は言わなくてはいけないかと思っております。従来の発想についていえば、著作権なら著作権の定義というものから定義して結論を導くといった発想がかなり強かったと思

います。例えば、中古のゲームソフトについて、ストーリーがあって画面が動くから映画の著作物だということから議論をしようといったものがその典型ではないかと思います。しかし、もうちょっと視点を変えて、具体的な状況で、ある人に利益があるというときに、その利益が法的に保護されるべきなのかどうか、あるいは対価を払うべきなのかどうか、逆に利益が失われているとか、損害を受けているというときに、そのことが法的に保護されるべきなのかどうかといった裸の価値判断といたしますか、そういったこともちょっと考えに入れて、極端に言えば、そこから演繹的に著作権の定義を見直すということも必要ではないかとも考えておりました。基本問題という新しい視点から検討することによって既存の問題についても新しい展望が切り開ければ非常にいいのではないかと思います。また、ここで私的録音録画、保護期間とフェアユースという3つの課題が大体皆さんの念頭にあるのかと思いますけれども、それ以外の問題点についても、何らかの具体的な施策につながるような委員会としての議論ができれば非常によいのではないかと考えております。

ただ、いずれにしろ、審議会というところの議論の限界というものはいずれ考えなくてはいけないのではないかと考えておりました。一つの議論に集約されないという場合に、そこで議論をどのように文化庁として意思決定の中に組み込んでいくのかということを考えなければいけないと考えています。これは、文化庁だけではなくて、どこの役所でも審議会というものを置いているわけですが、そういう審議会というものを置いておくことの意味というものをもう一度考え直す必要があるのかなといったことも考えております。

発言の最後は感想みたいなところになりましたが、本日は非常に欠席の方がたくさんおられました。欠席されている委員の方からも書面でご意見をいただいておりますので、事務局の方からご紹介をお願いしたいと思います。

【黒沼著作権課課長補佐】 それでは、本日ご欠席の石坂委員、大林委員、苗村委員、松田委員から書面で意見をいただいておりますので、私の方からご紹介をさせていただきます。

まず、石坂委員からのご意見でございます。まず、本委員会が設置されたことは非常に有意義であるということ、それから、今まで長年議論を行ってきたにもかかわらず結論に至っていない私的録音録画補償金の問題、保護期間延長の問題については、本委員会において文化政策的な見地から検討を行い、今年度中に結論を出すよう進めていただきたいと。

また、昨今導入に関する議論が活発に行われている日本版フェアユース規定については、著作権の根幹に関わる極めて重要な問題でありますので、本委員会における検討課題とした上で、多面的かつ十分な議論を行うべきと言われております。具体的には、米国等の事例を精査し、

権利を制限しなければ不都合が生じるとされている個別的な事例について、権利保護と利用のバランスを十分に吟味するなど、拙速とならないように慎重な検討が進められることが必要と考えますというご意見をいただいております。

引き続きまして、大林委員からのご意見でございます。1点目は、私的録音録画補償金制度の見直しにつきまして、デジタル録音録画機器の文明論的位置づけ、文化論的に見た創造活動への影響、そもそもなぜ私的録音録画補償金制度が制定されたのか、その今日的意義等、大元に立ち返って、もう一度しっかり議論した方がよいということ。そのような議論がなされれば、制度の必要性や、誰がどのように負担すべきかは明白になっていくのではないかと述べられております。

2点目は、保護期間の延長に関するものでございます。著作物がネットを通して全世界に流通していく時代に、保護期間を延長することなく、多数の国々との調和を図ることなく、保護期間鎖国をもってこの時代を乗り切っていくことは不可能だということと、それから実演家につきまして、保護期間の起算の時点が実演がなされたとき、または実演が固定されたときであり、長寿社会の現在、存命中に権利が亡くなってしまうという問題を抱えているということを言われております。それから、保護期間に関連しまして、戦時加算の問題も撤廃に向けた積極的な取り組みが必要と言われてございます。

3点目は、日本版フェアユースでございます。当小委員会において取り組むべきと考えるということと、文化論視点からの議論が必要であると。それから、導入に当たって、モデルとされるアメリカとは社会の仕組みやその基となる国民意識の違いが大きいということから、拙速に事を運ぶべきではない。まして、クリエイターの成果物を安易に利用することが経済発展につながり、コンテンツ大国になる早道などというのは、本末転倒の論理です。保護期間とは違い、世界標準ではないこの規定の導入には慎重であるべき。その前に、ネット時代にコンテンツ流通や複製はどのような文化的影響をもたらすのか、プラス面、マイナス面を文化の発展とよりよいコンテンツを創造するサイクルづくりの視点からもっと議論がなされるべきというご意見をいただいております。

それからもう1点ですが、本小委員会に事前に通知することを条件に代理人の出席を認めていただけないか、審議のほどをというご意見をいただいております。

引き続きまして、苗村委員のご意見でございます。著作物の創作と利用に関する技術の発展、国境を越えた情報流通の急速な拡大、日本作品の国際的評価の向上などの背景を考慮すれば、本小委員会がこれまで結論を得られていない課題を含む基本的諸問題について文化政策的な高

い立場から検討を行うことが極めて有意義という総論のほか、検討の進め方について、3点ほどご指摘をいただいております。

1点目は、著作者対利用者という利害対立の構図ではなく、双方にとって望ましい解決の方向を探るということ。例えばとして、私的録音録画補償金あるいは保護期間の検討につきまして、著作者の利益と利用者の利益が対立することを前提とするのではなく、どのような選択肢を選んだとしても双方にとってそれぞれプラスマイナスがあるということを確認した上で、多様な選択肢を冷静に分析して比較検討する必要があるというご指摘でございます。

2点目は、技術進歩、国際環境の変化、著作権制度をめぐる変化の本質を直視し、制度改革の必要性を確認することでございます。例えばとしまして、米国企業のビジネス戦略の影響を受けるごとに著作権法改正をするのではなく、著作物の創作・公表・流通・利用の様相が変化していることの本質を見きわめ、将来の改革の方向を明確にした上で、当面の対処を検討する必要があります。対処の方法についても、法制度の改正のみでなく、契約を含むビジネス慣行の改善、それから技術の開発、その適用の促進、国際会議等を通じた意見調整等の可能性を検討すべきということが言われてございます。

3点目として、法学に加えて、文化情報学、社会学、経済学、政策学、工学などを横断する学際的学術研究の成果を活用すべきと。例えば、近年増加した学際的学部などにおいて著作権制度に関する研究成果を発表している研究者の意見を聴取し、本小委員会における検討に役立つことも有益というご意見をいただいております。

それから、最後ですが、松田委員からもご意見が寄せられてございます。松田委員からは大きく2点ご意見をいただいております。1点目は、コンテンツのネットワーク流通促進方策に関する法的構成、2点目は、グーグルのブックサーチの関係の日本への影響に関する意見でございます。

1点目のコンテンツのネットワーク流通促進の関係でございますけれども、その法的構成について、民間において幾つかの提言が公表されているということで、ネットワーク流通と著作権制度協議会においても4月24日に提言を出される予定であるということを示べられておりました。この委員会において、民間における提言等を踏まえ、コンテンツのネットワーク流通促進方策に関する法的構成について審議すべきだということが述べられてございます。その際には、ネットワーク流通と著作権制度協議会の提言についても説明する機会を得たいと述べられてございます。

2点目のグーグルブックサーチのクラスアクション和解の日本における影響ということに関

しまして、こちらの和解は米国における民事訴訟における事柄であって、基本的には著作者・出版社の判断に委ねられるべき事項で、委員会が審議をする必要はないと。ただし、この和解の内容は、全世界の図書を対象として、将来の出版事業に代わり得る書籍コンテンツのネットワーク流通に関するビジネスモデルを形成する可能性があるということから、グーグル1社のデータベースに世界中の書籍コンテンツが集中することになれば、日本におけるコンテンツビジネスあるいは周辺産業に決定的な影響を与える。日本の文化・文芸・科学技術・思想・言論が米国に集中することにもなる。著作物を日本の法制の下で国民が自由に利用し得る環境を確保することは、国の責任である。グーグルの和解はベルヌ条約と米国著作権法を媒介として成立していますが、日本は日本の著作権法によってこのような状況を確実にすべきと言われてございます。グーグルの和解は情報に関する国家主権の問題にまで至る可能性がある。著作権の新しい問題として、まずグーグルの和解の影響について審議すべきということでご意見をいただいております。

以上でございます。

【野村主査】 では、以上で欠席の委員の方をも含めまして、いろいろご意見を伺いました。あと20分ほど時間がございますので、この残りの時間で、基本問題小委員会の検討課題について、自由にご発言をお願いしたいと思います。

では、いで委員、どうぞ。

【いで委員】 この委員会が一体何を求めているのかということを確認にさせていただいた方がいいと思います。私と河村委員のやりとりというか、そういうものとは違うようなことを考えた方がいいんじゃないかといった意見もありますけれども、この委員会がもうちょっと、何かほかの欠席の委員のこれを見てもみんな、私的録音録画補償金とか、保護期間延長とか、フェアユースのグーグルの問題とか、そういうことに関して問題視しているというものが出ているわけですが、そういうものじゃないものを皆さんはここでやった方がいいということなのか、文化庁の方もこの委員会で求めているものは何なのかということをもうちょっと明確にさせていただいた方がいいと思うんです。何か問題があるから、それを解決するためにこういう委員会が必要だということか、それとも、さっきのように、ただ日本の著作権社会がどうあるべきかといった総論みたいなものやっつけていけばいいということであれば、我々よりは評論家でも呼んでもらった方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、とにかくそういう何を求めているかということを確認にさせていただきたいですね。

【野村主査】 今の段階では、事務局の方が、今後のスケジュールとか、具体的な議論の課

題みたいなものについて次回とか次々回とかにどういう形でここに示されるのか、その辺をご説明いただければ、ある程度、今のいで委員のご質問に対するお答えになるかなと思いますが、いかがでしょうか。

【山下著作権課長】 私ども事務局といたしましては、そういったことも含めて、この小委員会としてどのように進めていくのかということも含めて、委員の先生方のご意見をいただきながら考えていきたいというのが正直なところでございます。例えば、今年中に特定の課題について何かこのような結論を出してくださいとかといったことでお願いするつもりは現時点ではございません。むしろこれは、小委員会の設置の経緯、第26回、27回でしたか、前々回と前回の分科会のご意見を踏まえ、設置の提案を申し上げ、この小委員会を設置していただいているということでございますので、もちろん、私どもとしては、私的録音録画補償金の問題にしても、あるいは保護期間の延長の可否の問題にしても、またあるいは日本版フェアユースの問題にしても、いずれも大変に重要な課題でありますし、できる限り早期に結論を得たいと思っておりますけれども、特にいわゆる日本版フェアユース、権利制限規定の一般規定の問題については、今期の著作権分科会での非常に大きな検討課題でございますし、これは前回の分科会でも申し上げましたとおり、この基本問題小委員会というよりも、まずは法制問題小委員会の方でご議論いただくのだろうと思っております。ただ、そこはもちろんこの小委員会そのもので日本版フェアユース、いわゆる権利制限の一般規定についていろいろご意見があれば、その点について分科会としてそういったご意思をどのように反映していくかというのはまた別途考えなくてはいけないだろうと思っております。そうしたことでございまして、歯切れの悪いことで申しわけございませんけれども、何しろ今後の進め方について、今日も幾つかいろいろご提案をいただいておりますので、むしろ今日のご議論を踏まえて、今後どうするかということを整理した上でお示ししたいというのが正直なところでございます。

【野村主査】 それでは、ほかにこの基本問題小委員会で今後どういう検討をしていくべきか。方向性とか、あるいは具体的な問題もあろうかと思っておりますけれども、どうぞ、瀬尾委員。

【瀬尾委員】 先ほど、私的利用の範囲、その利用方法とか社会的な構造の変化みたいなものから、それをもう一回検証するというお話はさせていただきましたが、もう一つ、テクノロジーの急激な変化、ネットワーク社会の急激な進展ということがよく言われますが、本当にそれが全部著作権に関係ありますか。音楽の聞き方とか、例えばiPodでたくさん聞ける、これはすばらしい、利便性は増しましたけれども、聞き方でウォークマン、例えばCDを持って歩いていた時代と、利用の便利さは上がったけれども、基本的な利用の形態は余り変わって

ないですね。インターネットによって、これは変わりました。社会も変わったし、いろいろなものに影響を及ぼしたけれども、何かテクノロジーや今の新しいものが全て著作権に影響を及ぼしているようなイメージを持っているのではないかなと思います。つまり、便利になったけれども、本質的に影響を与えないものと、本質的に在り方とか、そういうものに影響を与えるものをごちゃ混ぜにして、社会が急激に変化しているから、それに対応しなければいけないといった論理でまとめられてしまうと、これは違うんじゃないかなと。

例えば、先ほど玉川委員が、放送で流通しないのは、流通業者が放送番組を握っているから、けしからんから使わせろみたいな論理がありましたけれども、儲かったらやるんじゃないかと思うんです。今はそういうビジネスが確立していない。だから、流通してないだけなのに、何か頭の中でネットワーク社会とこのテクノロジーの社会が夢と希望に満ちて、もう宝の山のような、全てが変わって、どんどん新しいところへ行かないといけないような、そんなバラ色の夢を見てしまっているのかなという部分があります。実際に、例えばネットオークションとか、ニコニコ動画とかYouTubeとか、たくさん話題になりますけれども、実際にそれを使って生活の中でなじんでいる方が発言していらっしゃるとは思えないような発言も多々聞きます。そのような議論でいいのか。

例えば、前にドワンゴの会長さんがいらっしゃってお話をさせていただきました。みんなよかったと。なぜよかったかといったら、リアリティーのある現場が分かったから、よかったんです。妄想のネットワーク社会のバーチャルマーケットではなくて、現時点が分かったから、よかった。私はそう思います。

ですから、きちんと現時点でのネットワーク社会において、著作権とその関わりの中でどういうことが必要なのかとか、そういうことはどこかで整理しなければいけない。だから、この委員会がそういう機能を果たしたらいいんじゃないかなと思っています。ですので、テクノロジーと社会、利用の関係、そこら辺に関しては、ぜひ専門家を交えた上で、またそういう意見を聞いた上で、きちんともう一回、関係あるもの、ないもの、より重要な発見があるかもしれませんので、そういうことについて議論していけば、多分、多くの問題にとって大変有効な小委員会の結論になるんじゃないかと思います。そのようなことについてお願いしたいと思います。

【野村主査】 ほかにご発言はいかがでしょうか。では、三田委員、どうぞ。

【三田委員】 並行して法制問題小委員会というものがありますけれども、あっちの方が弁護士が多いんじゃないかと私は警戒しておりますので、それと経団連とか経済産業

省とか、ネット関係の利用促進を図ろうという圧力がこの文化庁にひしひしと波及しているのではないかなという危機感を私は持っております。ですから、この小委員会では、著作権が守るべきものは何かということをしっかり議論して、フェアユース問題についても考えていくべきではないかなと感じます。先ほども言いましたように、利用者の声というものも聞かなければいけないんです。それで、促進できる部分は促進していくということで、ある程度具体的な方策を考えながら、なおかつ守らなければならないものを守るためにどうすればいいのかと、つまり、守るものを守りつつ利用を促進するといったことを議論していくべきではないかなと考えます。

それから、もっと根本的な問題で、今まで余り議論されることのなかった様々な議論も、どんどん提案をして、みんなで考えていくべきではないかなと考えます。一例を挙げますと、美術のネットオークションで美術の写真をネット上に出すことが法律改正でオーケーになると言われておりますけれども、美術の方々というのは、現物をかいて、それを渡してしまっそこから対価を得るというのと別に、著作権で美術の出版物や画像を扱う権利があるということになっているわけです。現物を誰かに売ってしまっても、その現物の画像というのは、著作権によってかいた人のものだということになっていたわけでありましてけれども、これがネットに著作物の画像を出していいということになりますと、美術家の著作権が根本からなくなってしまうことにもなるわけです。そういう事態に対応して、何らかの形でネットで画像を置くことによって利益を得た人から何らかの対価を得るような、これは今までは追及権と言った言葉で言われていたものでありますけれども、これはネットを利用しない、単に画商の方が売り込みに行って売る。追及権というと、そこまで考えているわけですが、そういうものじゃなくて、画像を利用することによって得た利益というものから、著作権に該当するような部分があるのではないかなということを考えるべき時代になっているのではないかなと考えます。なぜなら、ある美術家の名前をヤフーなどに入れて画像検索をしますと、その人の作品がずらっと出てくるんです。クリックすると、かなり拡大した画像が出てきます。これが、さらにネットオークション等の画像がこれから増えるということになりますと、画集を買う必要が全くなくなってしまいうわけです。そうすると美術家の著作権というものがなくなってしまうということにもなりますので、何らかの形で保護していく必要があるのではないかなということを考えます。

もう一つは、これは再三指摘されたことでありますけれども、隣接権が50年で切れてしまいますと、例えば美空ひばりさんがもし生きていたとしたら、もう子供のころ歌った歌の著作権が切れてしまいます。生きていらっしゃったら今70歳ぐらいでありますから、10代の作品

というのは全部もう切れてしまうということになるわけです。そういう事態を考えますと、隣接権の50年というのはいかにも短いのではないかなど。これを例えば70年なり、アメリカが主張しているように95年に延ばしたところで、利用者の方にそんなに大きな負担を強いるものではないだろうと思います。というのは、歌手の隣接権が切れているからといって、CDの値段が安くなるかという、決してそんなことはないわけです。そういうことを考えると、隣接権の保護期間というものにも一定の考慮を払う必要があるのではないかなど考えます。

あるいは、写真家の方の権利が、古い著作権法で権利が切れてしまっているものがあるんです。ところが、これは私のような門外漢が言うのも変でありますけれども、偉い写真家の方ですと、この作品は切れていて、この作品は切れていないということを一々検証するのが面倒なので、偉い写真家にはちゃんと全部の作品にお金を払うということをやっているケースがあるんです。そういうことを考えますと、これも既に失われた権利ではあるんですけれども、その写真家が生きているわけですから、著作権の復活みたいなことも考慮されていいのではないかな。それで消費者にとってえらい損害があるかという、決してそんなことはないんです。そういう著作権を守るということを様々なケースでこの場で考えていけばいいのではないかなと思います。

以上です。

【野村主査】 ほかにご発言はいかがでしょうか。それでは、野原委員。

【野原委員】 発言というほどのことではなくて、今、参考資料5をぺらぺらめくって見ましたら、奇数ページしかなくて、1ページずつ飛んでしまっていますので、落丁をやり直してください。できれば本当は、嫌な方も多いかもしれませんが、この調査会の方にも一度来ていただいて、様子を説明していただいたらどうかなど、個人的には思います。

以上です。

【野村主査】 それでは、いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日の議論を踏まえて、今後本委員会ではどのように検討を進めていくかということで、検討の方法と事項と両方あるかと思いますが、事務局とも相談し、整理した上で皆様にお諮りしたいと思います。

先ほど大林委員の意見書の中で、委員の欠席時のオブザーバー出席についてご提案がございましたけれども、これについても次回の小委員会までに事務局の方で取扱いを整理しておいていただければと思います。

最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

【黒沼著作権課課長補佐】 本日はありがとうございました。

次回の日程でございますけれども、まだ調整中でございますので、決まり次第ご連絡させていただきますと思います。

【野村主査】 それでは、これで文化審議会著作権分科会基本問題小委員会の第1回を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。